

日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

【経済産業省】

No	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	対応省庁	対応案	対応案とする理由
43	総務省	F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	33 電気業	説明文	「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」の改正(平成28年4月)を受け、電気事業者類型が基本的に「発電事業者」、「一般送配電事業者」、「小売電気事業者」に変更されたため、説明表記や例示等を記載していただきたい。		第4回	経済産業省	ご意見を踏まえた修正を行った。	「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」の改正に伴う電気事業者の類型見直しを踏まえ、現行の事業実態に即したものにするため。
44	総務省	F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	34ガス業	説明文	「電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)」の平成29年4月1日施行に伴う日本標準産業分類におけるガス業の分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。		第4回	経済産業省	ご意見を踏まえた修正を行った。	「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)」の改正に伴うガス事業者の類型見直しを踏まえ、現行の事業実態に即したものにすため。
150	経済産業省	F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	3311 3312 5599 6099	新設、 項目名、 移項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3311発電所、3312変電所について、「発電業」、「送配電業」に変更いただきたい。</li> <li>・現在、細分類5599 他に分類されないその他の卸売業、細分類6099 他に分類されないその他の小売業に含まれる「小売電気業」、「特定卸業」について、大分類Fのうち、中分類331 電気業の小分類に分類いただきたい。</li> </ul> <p>【発電業】自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業</p> <p>【送配電業】自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)</p> <p>【小売電気業】電気の小売供給を行う事業</p> <p>【特定卸業】発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法等により電気の供給能力を有する者(発電事業者を除く。)から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産物分類において、「小売電気業」は「電気業」に分類されており、分類方法を合わせるため。</li> <li>・また、2014年の電気事業法の改正で、電気事業の類型を見直し、「発電事業」「送配電事業」「小売事業」にしたところ。</li> <li>・さらに、2020年の電気事業法改正により、「配電事業」「特定卸供給事業」を法律上位置づけた。</li> <li>・これらを踏まえ、現行の事業実態に即したものをするため。</li> </ul> <p>■参考: サービス分野の生産物分類(総務省)  <a href="https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/service/index.htm">https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/service/index.htm</a>                  ※参考2「分類項目名、説明及び内容例示」</p>	第4回	経済産業省	ご意見を踏まえた修正を行った。	「サービス分野の生産物分類」(平成31年4月決定)における電気業及びガス業の生産物分類との整合性を図るため、「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」及び「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)」の改正を踏まえた現行の事業実態に即した区分設定が必要であるため。